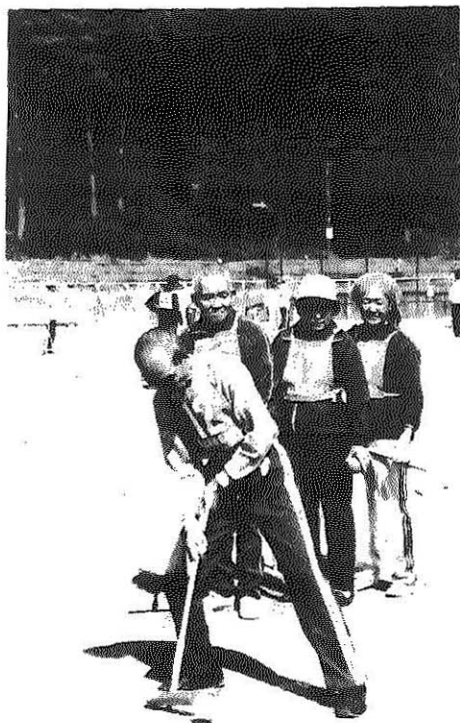


老後を支える

国民年金



勝山市長
池田勤也

いあこわい

昭和三十四年四月に、国民年金法が公布され、福祉年金の特別支給、被保険者の届出、国民年金手帳の交付、そして昭和三十六年四月から提出年金の保険料納付が始まるという経過をたどって、ちょうど本年で二十年を迎えました。

当市の国民年金業務、特に保険料の納付は、九九・六%と県下のトップクラスにあり、昨年これらの業績に対して社会保険庁長官表彰の栄誉に浴しました。

これも、市民の皆さんの年金に対する深いご理解とご協力によるものと感謝いたしております。

日本の平均寿命は、従来の長寿国といわれてきたノルウェー、スイス、オランダのヨーロッパ諸国を抜いて、スウェーデンとほぼ同じとなり、世界の最高水準となりました。

このような高齢化社会の中で国民年金は、老後の生活を支える重要な役割を果たすものと、年金に対する関心が高まっております。

私は市政を推進する基本方針といたしまして、「福祉の充実」など四つの項目を重点といたしまして、「豊かなまちづくり」をめざしておりますが、国民年金制度の充実、改善については、よりいっそうの努力をいたしてまいりたいと思っております。

今後とも特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。ごあいさつといたします。

助け合いの精神で

健康な老後を考える。という副題つきの五十三年版厚生白書は、「わが国の平均寿命は男性が七十二・六九歳、女性が七十七・九五歳で、スウェーデンとほぼ同列で世界の最高水準になった」と発表しています。

わが国の高齢人口（六十五歳以上）は、現在約九百六十万人で、今後は急速に増加し、昭和百年には二千五百万人を超えると思われています。

老後の経済生活は年金に対する依存度大きい

老後の経済生活に備える考え方としては、総理府の統計によりますと、次のとおりとなっています。

- 自分自身と公的年金 三八%
- 公的年金オンリー 一九%
- 自分自身 一九%
- 家族援助 一三%

このように年金に対する依存度は大きく、国民年金は、こうした高齢化社会での老後の生活設計の支柱となるべき重要な役割を果たしています。

拠出制年金と無拠出年金

(福祉年金)

国民年金には、拠出制年金と無拠出年金(福祉年金)があります。

国民年金は、国民年金に加入している人(被保険者)があらかじめ保険料を納めて、積立てをし、老齢、廃疾、死亡の事態が生じたとき、その積立金と国が負担する国庫負担金で年金が支給されるというしくみになっています。これが拠出制の年金です。

国民年金は、拠出制年金が中心になっていますが、この制度が実質的にスタートした昭和三十六年四月現在、既に老齢、廃疾、母子世帯の状態にあった人のために、支給されているのが無拠出制(福祉年金)です。

福祉年金の受給資格は次のとおりです。

- (1)明治四十四年四月一日以前に生まれた人が七十歳になったとき。
- (2)明治四十四年四月二日から大正五年四月一日までに生まれた人で、保険料納付期間が一年未満で保険料を納めた期間と免除期間を合わせて、四年一月から七年一月以上ある人が七十歳になったとき。
- (3)(1)、(2)に該当する人が障害等級一・二級に相当する障害となったときは六十五歳から支給される。

なお、福祉年金は、全額国の負担により支給されるので、他から公的年金を受けていたり、本人に所得があったり、また扶養義務者の所得が多い場合には支給がとめられたり、あるいは一部制限されたりします。

福祉年金はすべて郵便局で受け取るようになっていきます。

主婦も加入できる

わが国の年金制度をふりかえってみますと、明治年間が始まった軍人や官吏に対する恩給制度が最初のものです。

一方、公務員に比べて立ち遅れていた民間の年金制度は、昭和十五年に船員保険が設けられ、十七年には厚生年金が誕生しました。

ところが、国民の多数を占める農林漁業、零細企業、自営業者やその従業員にはこうした制度はなかったのですが、昭和三十四年に国民皆年金をめざして国民年金制度が八番めの年金と

して生まれたのです。歴史が浅いだけに、国民年金に対する認識はまだだの感じですが、いったいどんな人が加入しなければならぬのでしょうか。

加入条件と任意加入

国民年金には必ず加入しなければならない「強制加入」と本人の希望により加入できる「任意加入」とがあります。

- ★強制加入
 - ①二十歳から六十歳未満の日本国民
 - ②日本国内に住所がある人
 - ③次の(ウ)から(エ)のどれにも該当しない人
 - (ウ)厚生年金や共済組合などの被用者年金制度の加入者とその配偶者
 - (エ)年金や恩給などを受けることができない人とその配偶者
- ★任意加入
 - (イ)地方議会議員とその配偶者
 - (ロ)学生および生徒(ただし各種学校、定時制、夜間部、通信教育は除く)

本人が希望すれば加入できるのは次の人々ですが、年齢や住所の制限は「強制加入」と同じです。

- (1)被用者年金制度に加入している人の配偶者(いわゆるサラリーマンなどの奥さん)
- (2)学生および生徒
- (3)被用者年金制度から老齢年金障害年金が受けられる人とその配偶者
- (4)地方議会議員とその配偶者
- (5)被用者年金制度から遺族年金が受けられる人

八種類の給付

国民年金に加入したら、いったいどんな給付が受けられるのでしょうか。

老齢年金

まず老齢年金からみてみましょう。これは、保険料を納めた期間が二十五年以上あり、満六十五歳以上になると年金が支給されます。

昭和五年四月一日以前に生まれた人については、生年月日によって、二十五年という期間が十年から二十四年に短縮されています。

年金額は二十五年間保険料を納めた場合、年額四十七万七千円です。付加保険料を払い込んだ場合は、払い込んだ一月につき、二百円で計算された額がさらに上積みされます。

通算老齢年金

通算老齢年金は、会社勤めの人などが退職して、自分で商店などを始めた場合のように、厚生年金にも国民年金にも加入したが、別々にみると加入期間が短くてどちらの制度からも老齢年金を受けられない場合に適用されます。

この場合、両方の加入期間を合わせて一定年数以上になれば両方の制度から通算老齢年金が支給されます。年金額は老齢年金と同じ方法で計算された額です。

障害年金

国民年金に加入している期間中に、かかった病気やケガで障害者になった場合に支給されるのが障害年金です。

一級障害で年額五十九万七千五百円、二級障害で年額四十七万八千円が支給されます。

母子年金など

このほか、母子年金(国民年金に加入している妻が、夫と死別して母子家庭になった場合)や遺母子年金(国民年金に加入している祖母や姉が、男の子か父などとして死別して孫や弟妹をかかえ、母子家庭と同じ状態になった場合)では、年額四十七万八千円(子供一人の場合)の給付が受けられます。

寡婦年金など

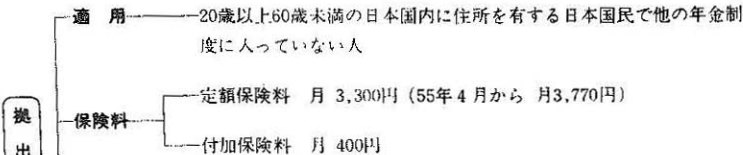
国民年金に加入している父か母と死別、あるいは父母ともいなくなった子供に支給される遺児年金(一人の場合年額四十七万八千円)、寡婦年金(老齢年金を受けられる条件を満たしていた六十五歳未満の夫が死亡した場合に、六十歳から六十五歳の妻に支給される)もあり、さらに保険料を三年以上納めている人が、年金をもらわないで死亡すると、遺族に、保険料を納めた期間に応じて、二万三千元から五万二千元までの間で死亡一時金が支払われます。

年金の受け方

これらの給付を受けるためには、受給権のある人が、その権利を確定(確認)してもらう必要があります。この確定請求の手続きは、「裁定請求書」に国民年金手帳などの必要書類を添えて市役所に提出することになります。

年金を受ける権利が確認され、また、裁定通知書と国民年金証書が送られます。年金の支払いは、通算老齢年金が毎年六月と十二月に六か月分ずつ、その他は、毎年三月、六月、九月および十二月(老齢年金は十一月)の四回に分けてそれぞれ三か月分ずつ、これら年金の支払いは、受給者の希望する銀行、郵便局、協同会に受け取ることが出来ます。

国民年金のしくみ



種類	年金額
老齢年金	高齢者 5年年金 241,300円
	10年年金 296,000円
	一般(25年納付) 470,700円
	一般(40年納付) 753,200円
通算老齢年金	納付等の期間による
障害年金	最低保障 1級障害 597,500円
	2級障害 478,000円
母子年金	子等1人 478,000円
準母子年金	子等2人 502,000円
遺児年金	子等が3人以上の場合は3人目から1人につき4,800円加算
寡婦年金	夫が受ける子定の老齢年金額の2分の1
死亡一時金	納付期間により 23,000円~52,000円 付加保険料を3年以上納付しているときは 8,500円加算

種類	年金額
老齢福祉年金	240,000円
障害福祉年金	1級 360,000円
	2級 240,000円
母子福祉年金	子等1人 312,000円
準母子福祉年金	子等2人 336,000円 子等が3人以上の場合は3人目から1人につき4,800円加算

福祉年金 (無提出)

年金を続けて受けるためには毎年一回「国民年金受給権者現況届」を提出しなければなりません。提出期限は、老齢年金と通算老齢年金が二月十五日、その他の年金は五月三十一日です。

年金受給者は現況届を

この現況届の用紙(ハガキ)は、社会保険庁から直接本人あてに送られますから、その用紙に住所・氏名などを記入し、印鑑を押して、市長の証明を受けて提出してください。

住所を変えたとき、または年金の受け取り方法や銀行などの支払機関を変更しようとするときは、住所変更または支払機関変更届を次のところに提出してください。

変更届を次のところに提出してください。

- ◇老齢年金・通算老齢年金 千一六八・東京都杉並区高井戸西三ノ五ノ二四
- ◇その他の年金 市役所市民課年金係

もし、現況届の用紙が届かないときは、市役所年金係、または福祉社会保険事務所におたずねください。国民年金の現況届用紙については市役所にも用意してあります。

なお、期限までに現況届を提出しないと、年金の支払いが差し止められることとなりますから、必ず提出してください。

保険料の納付

国民年金に加入しますと、保険料を納めなければなりません。基本保険料は、今年の四月から一か月三千三百円です。このほか、将来、より高い年金を受けたい人は、さらに、一か月四百円の付加保険料を払い込むことができます。付加保険料は、保険料納付の免除を受けている人以外は、だれでも希望すれば納められます。

また、期限内に納められない

保険料の免除

強制加入の人で、家計が苦しくて保険料が納められないとか、生活保護を受けている人は保険料の納付が免除されます。

申請免除の二通りがあります。〈法定免除〉 国民年金の「障害年金」や「母子福祉年金」などを受けている人、生活保護法の生活扶助を受けている人などは、忘れずに届け出て下さい。保険料が免除されます。

〈申請免除〉 所得がなかったり、所得が少なく保険料を納めることがたいへん困難な人は、県知事に申請

国民年金の相談日

十月二十九日(午前九時半~午後三時) 市民会館ロビー

十一月二日(午前九時半~午後三時) 市民会館ロビー

年金権がよみがえる 特例納付

保険料を納めることを忘れてしまったり、強制加入しなれないまま加入してない人は、そのままにしておくよりも、老齢年金はもらえませんが、制度からも年金が受けられない、いわゆる「無年金者」になってしまいませんか。

こんな人たちに、もう一度年金受給のチャンスが、というものが「特例納付」です。

つまり、国民年金の強制加入期間のうち、時効によって保険料が納められなくなっている過去の滞納期間について、一か月四千円の保険料を五十五年六月三十日まで、一括または分割で納めれば、年金が受けられるようになります。

特例納付をしたあとは、六十歳になるまで、月額三千三百円の保険料を納め忘れのないようにしてください。

なお、特例納付は、六十歳をすぎた人でも前記のような理由で未納期間が不足している場合には、納入できます。今一度、お調べください。

十月二十九日(午前九時半~午後三時) 市民会館ロビー

十一月二日(午前九時半~午後三時) 市民会館ロビー

